

はじまるよ!

リビング子育て応援企画

子ども・子育て支援新制度

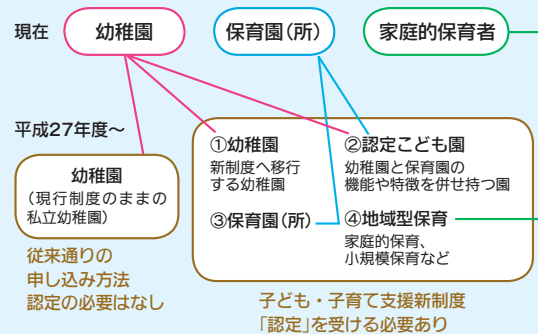


「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、今までの制度が見直され、「子ども・子育て支援新制度」が、来年4月から全国的にスタートします。新制度になると、10月から始まる幼稚園や保育園（所）の入園手続きなどはどのように変わるのでしょうか。その現状を各市に聞きました。（河野陽子記者）

Q. 新制度になると、今ある「保育園（所）」や「幼稚園」はどうなるの？

A. 下の図のように移行します。「幼保連携型認定子ども園」（以下子ども園）は、幼稚園と保育園（所）の機能や特徴を持ち合わせ、地域の子育て支援も行う施設です。現在の幼稚園、保育園（所）は、必ず認定子ども園になるわけではありません。静岡市、焼津市、藤枝市では、それぞれ市で状況が異なります。利用したい施設が来年4月からどのようになるのか、チェックすることが大切です。「子ども・子育て支援新制度」の枠組みに入る認定子ども園や幼稚園、保育園（所）を利用したい場合は、子どもの年齢と「保育の必要性」に応じた「支給認定」（以下認定）を受ける必要があります。利用の手続きなど、しっかり確認しましょう。

移行のイメージ図



【静岡市】

市立幼稚園・保育園(所)	「幼保連携型認定子ども園」に移行。名称も「子ども園」に変更。当面は現行のまま、0～2歳を受け入れない園や、教育のみの満3歳以上を受け入れない園もあります。認定を受ける必要があります
私立保育園(所)	新制度の枠組みに入り、「子ども園」になる保育園と、新制度の枠組みに入りますが、現行のままの「保育園(所)」のところがあります
私立幼稚園	新制度の枠組みに入り「子ども園」になる園と、入らないで現行のまま運営する幼稚園(私学助成)があります

【焼津市】

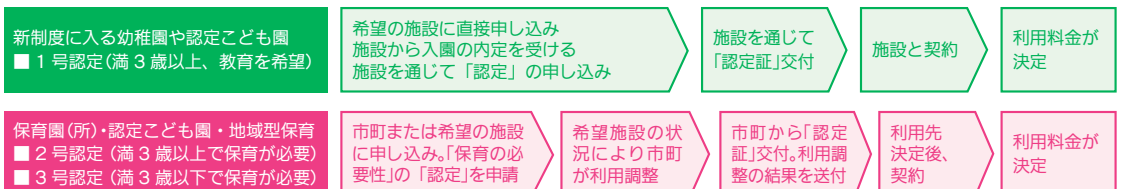
市立幼稚園・保育園(所)	新制度の枠組みに入りますが、来年度「子ども園」に移行する園はありません。現行のままの「幼稚園」「保育園(所)」として運営。認定を受ける必要があります。平成28年度以降については未定です
私立保育園(所)	新制度の枠組みに入りますが、来年度「子ども園」に移行する園はありません。現行のままの「保育園(所)」として運営。認定を受ける必要があります。平成28年度以降については未定です
私立幼稚園	新制度の枠組みに入る「認定子ども園」「幼稚園」、または新制度の枠組みに入らない現行のままの「幼稚園(私学助成)」がありますが、来年度は現行のままの「幼稚園(私学助成)」として運営する見込み。平成28年度以降については未定です

【藤枝市】

市立幼稚園・保育園(所)	市立幼稚園はありません。市立保育園(所)は、新制度の枠組みに入るため、保育認定を受ける必要があります
私立保育園(所)	新制度の枠組みに入ります。保育認定を受ける必要があります
私立幼稚園	新制度の枠組みに入るかどうか、現在調整中です
子ども園	新制度の枠組みに入ります。教育または保育認定を受ける必要があります

Q. 新制度利用の流れは？

A. 手続きはこれまでと流れが大きく変更することはありませんが、各市により、手続きが異なるので、広報やホームページで確認してください。



はじまるよ!

リビング子育て応援企画

◎1面から続く

子ども・子育て支援新制度

Q. 「認定」とは？

A. 新制度のスタートに伴い、各市とも幼稚園や保育園(所)などを利用する際の手続き方法が変わります。新制度の枠組みに入る幼稚園や保育所(所)などの利用にあたっては、子どもの年齢と保育の必要性に応じた「支給認定」(1～3号)を受ける必要があります。

認定区分	対象年齢	利用時間・形態	利用できる施設
1号	満3歳以上	4時間程度 (現在の幼稚園のような利用)	こども園・幼稚園
2号		11時間(保育標準時間) または8時間(保育短時間) (現在の保育園のような利用)	こども園・保育園(所)
3号	0～2歳		こども園・保育園(所) 小規模保育施設など

2・3号の認定を受けるには、「保育を必要とする事由」に該当することが必要です(右記参照)。

「保育を必要とする事由」

- ①月に定められた時間以上(※)の就労(フルタイムのほか、パートタイム、居宅内労働など基本的にすべての就労を含む)
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居または長期入院している親族の常時介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動(起業準備も含む)
- ⑦就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
- ⑧虐待、DV
- ⑨育児休業をする際に、既に保育利用中の子どもの継続利用が必要であると認められることなど

※静岡市は月60時間以上、焼津市は月64時間以上(予定)、藤枝市は月64時間以上

Q. 利用料金はどうなるの？

A. 来年度は、新制度の枠組みに入らない私立幼稚園は、従来通り、園が決めた利用料金で利用できます。新制度に移行する幼稚園、保育所などは、これまでの保育園(所)における保育料決定のように、子どもの年齢や利用時間の長短、世帯の所得状況に応じて利用料が設定されるしくみになります。詳しい内容は各市のホームページや広報を、しっかりチェックしましょう。

Q. 現在、来年新制度の枠組みに入る保育園(所)・幼稚園に通っています。手続きは必要？

A. 新制度になるため、在園児の保護者も新制度で決められた認定手続きが必要になります。手続き方法は各市によって異なります。

【問い合わせ】

静岡市子ども未来課新制度推進室 ☎ 054(221)1169(内線4631)
 焼津市子ども未来部こども育成課 ☎ 054(626)2772
 藤枝市健康福祉部児童課 ☎ 054(643)3325

